

景観法及び山口市景観条例に基づく届出制度

届出の必要となる行為

本市の景観計画区域（＝市全域）において、下記に示す行為を行う場合は、景観法及び山口市景観条例の規定に基づき、事前協議・届出が必要になります。

届出が必要となる行為の規模等は「一般地域」の「用途地域」「用途白地地域・都市計画区域外」、「景観形成重点地区」の「一の坂川周辺地区」「新山口駅周辺地区」においてそれぞれ定めており、地域の特性に応じて、景観への影響が大きいと考えられる一定規模以上のものとしています。

なお、景観法に基づく届出の必要のない場合においても、景観計画で定める内容（景観形成の方針・景観形成基準等）に適合するよう配慮し、行為の計画・設計を行ってください。

※方針や基準の詳細は、市ウェブサイトから山口市景観計画・山口市景観デザインガイドライン等で御確認ください。

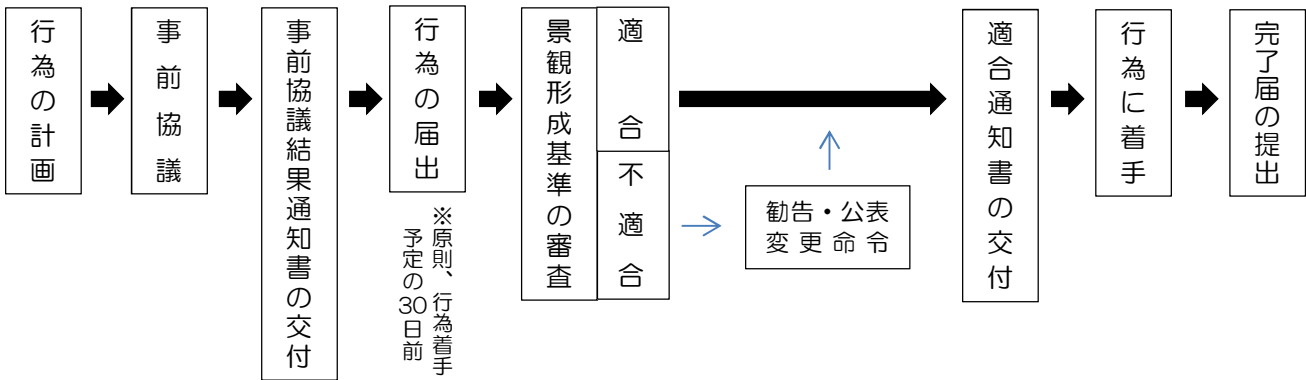
区域の区分 行為の区分		景観計画区域（市全域）			
		一般地域		景観形成重点地区	
		用途地域	用途白地地域 都市計画区域外	一の坂川周辺地区	新山口駅周辺地区
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転	○新築又は移転 高さ 15m 以上又は 延床面積 3,000 m ² (店舗：1,000 m ²) 以上 ○増築又は改築 増築又は改築後の規模 が上記のもので、 行為に係る面積が 500 m ² 以上	○新築又は移転 高さ 10m以上又は 延床面積 1,500 m ² (店舗：1,000 m ²) 以上 ○増築又は改築 増築又は改築後の規模 が上記のもので、 行為に係る面積が 500 m ² 以上	○全てのもの	○新築又は移転 高さ 15m 以上又は 延床面積 3,000 m ² (店舗：1,000 m ²) 以上 ○増築又は改築 増築又は改築後の規模 が上記のもので、 行為に係る面積が 500 m ² 以上
	外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	○高さ 15m以上又は 延床面積 3,000 m ² (店舗：1,000 m ²) 以上 のものうち、 外観変更に係る 見付面積の合計が 各面の見付面積の 1/2 以上	○高さ 10m以上又は 延床面積 1,500 m ² (店舗：1,000 m ²) 以上 のものうち、 外観変更に係る 見付面積の合計が 各面の見付面積の 1/2 以上	○外観変更に係る 見付面積の合計が 各面の見付面積の 1/2 以上	○高さ 15m以上又は 延床面積 3,000 m ² (店舗：1,000 m ²) 以上 のものうち、 外観変更に係る 見付面積の合計が 各面の見付面積の 1/2 以上
工作物の建設等 ※1	新設、増築、改築、移転	○高さ 10m以上（太陽光発電施設の場合は、パネル面積 1,000 m ² 以上）		○全てのもの	○高さ 10m以上 ○太陽光発電施設※2 ○屋外広告物※3
	外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	○高さ 10m以上（太陽光発電施設の場合は、パネル面積 1,000 m ² 以上）のものうち、 外観変更に係る見付面積の合計が各面の見付面積の 1/2 以上		○外観変更に係る 見付面積の合計が 各面の見付面積の 1/2 以上	○高さ 10m以上の ものうち、 外観変更に係る 見付面積の合計が 各面の見付面積の 1/2 以上 ○太陽光発電施設※2 ○屋外広告物※3
開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更（土砂の採取、鉱物の掘採を除く）		○行為面積 1,000 m ² 以上		○全てのもの	○行為面積 1,000 m ² 以上

※1 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線及び支持物は届出の対象外とする。

※2 建築物と一体となった太陽光発電施設を含む。

※3 建築物と一体となった屋外広告物を含み、山口県屋外広告物条例第6条第1項に規定する広告物又は広告物を掲出する物件を除く。

届出手続きの流れ



※行為の着手制限

行為の届出をした者は、市が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手できません。ただし、届出後30日以内に適合通知書を受けた場合は、通知書を受けた日から着手することができます。

届出手続きに必要な書類

※届出書類の様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。

事前協議（各2部）	事前協議申出書／景観形成基準確認票（ゾーン・地区別）／配慮事項記載シート（景域・地区別）／添付図書
行為の届出（各2部） ※事前協議時から変更がない場合は、景観形成基準確認票・配慮事項記載シート・添付図書の省略可。	行為の届出書／景観形成基準確認票（ゾーン・地区別）／配慮事項記載シート（景域・地区別）／添付図書
完了の届出（1部）	行為の完了報告書／完了後の状況を示す写真（2方向以上）

※代理者による届出の場合については委任状を添付してください。

■添付図書

▽建築物・工作物

図書の種類	記載事項	備考
周辺見取図	方位／道路／目標となる地物／行為の位置	縮尺 1/2,500 以上
現況写真		カラー（2方向以上）
配置図	方位／敷地の形状及び寸法／届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置／隣接する道路又は水路の位置及び幅員／植栽の位置、種類／外構施設の位置、材料、高さ／現況写真の撮影位置	縮尺 1/100 以上
立面図	各面の方位及び寸法／開口部、屋外設備、屋根、軒等の位置及び形状／壁面及び屋根の仕上げ材料、色彩	2面以上 縮尺 1/50 以上 彩色を施し、かつ、その彩色のマンセル表示を記載

※その他図書（適宜）

▽開発行為等

図書の種類	記載事項	備考
周辺見取図 現況図	方位／道路／目標となる地物／行為の位置及び区域／周辺の土地利用の状況、地形／隣接する道路又は水路の位置及び幅員／現況写真の撮影位置及び方向	縮尺 1/2,500 以上
現況写真		カラー（2方向以上）
計画図	方位／行為の前後の断面図／設置する施設等の位置、種類、規模／植栽等の位置、種類、規模	縮尺 1/100 以上

※太陽光発電施設の場合は、立面図、設置物（パネル、フェンス、パワーコンディショナー等）のパフレットの写しを添付してください。

（問い合わせ先）

山口市都市整備部都市計画課まちづくり推進担当

TEL : 083-934-2831 E-mail : toshi@city.yamaguchi.lg.jp